



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年9月17日火曜日 第1391号

### ◇ 目 次 ◇

介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	1015
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	1015
医師の指定.....	1015
指定医師の所在地の変更.....	1016
医療機関の指定.....	1016
指定医師の辞退の届出.....	1016
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	1017

大規模小売店舗の廃止の届出.....	1017
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	1017
保安林の指定の解除.....	1018
保安林予定森林にする旨の通知.....	1018
道路の供用開始（県道東予玉川線）.....	1019
道路の位置の指定.....	1019

### 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	1020
----------------------------	------

### 告 示

#### ○愛媛県告示第1547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
井門 等	越智郡朝倉村朝倉下甲1145番地5	井門クリニック	越智郡朝倉村朝倉下甲1146番地1	平成14.8.1
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡広見町永野市469番地	有限会社介護サービスゆう訪問介護事業所	北宇和郡広見町永野市469番地	平成14.6.1
医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1番1号	医療法人胃腸科内科松村クリニック	新居浜市中筋町二丁目1番1号	平成14.7.9
有限会社介護サービスゆう	北宇和郡広見町永野市469番地	有限会社介護サービスゆう指定福祉用具貸与事業所	北宇和郡広見町永野市469番地	平成14.9.1
有限会社 大新建設	新居浜市新須賀町1-8-60	ケアサポート・ライカ	新居浜市新須賀町1-8-63	平成14.8.10

#### ○愛媛県告示第1548号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人 順風会	松山市天山二丁目3番30号	居宅介護支援事業所 八倉	伊予郡砥部町重光275番地1	平成14.7.30

#### ○愛媛県告示第1549号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成14年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	西 崎 統	今治市喜田村七丁目1番6号	平成14年9月2日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	小 児 科	愛媛労災病院	矢 口 善 保	新居浜市南小松原町13番27号	〃
〃	〃	〃	野 見 紅 実 子	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	〃	原 田 昌 和	〃	〃
〃	〃	〃	花 田 明 香	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	心臓血管外科	〃	白 澤 文 吾	〃	〃
小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛大学医学部附属病院	大 谷 広 美	温泉郡重信町大字志津川	〃
肢 体 不 自 由	整形外科	〃	今 井 浩	〃	〃
ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	財団法人積善会附属十全総合病院	佐々木 章 公	新居浜市北新町1番5号	〃
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	〃	〃	須 崎 紀 一	〃	〃
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	内 科	国民健康保険久万町立病院	宇都宮 慎	上浮穴郡久万町大字久万町65番地	〃

○愛媛県告示第1550号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成14年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
白 形 陽 生	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	十 全 総 合 病 院	新居浜市北新町1-5	平成14年9月1日
黒 光 正 三	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	く ろ み つ 眼 科	新居浜市高木町4-7	〃

○愛媛県告示第1551号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成14年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
トマト薬局伊予店	伊予市米湊255-3		平成14年9月1日

○愛媛県告示第1552号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第1条の2第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成13年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視 覚 障 害	眼 科	愛媛県立今治病院	五 藤 智 子	今治市石井町四丁目5-5	平成14年7月12日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	伊 予 病 院	松 家 秀 彦	伊予市八倉905 - 5	平成 14年7月31日
"	"	愛媛大学医学部附属病院	植 田 敏 浩	温泉郡重信町大字志津川	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内 科	公立周桑病院	川 畑 秀 俊	東予市壬生川131	平成 14年8月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	外 科	愛媛労災病院	岡 村 啓 二	新居浜市南小松原町13 - 27	平成 14年8月9日
"	"	"	村 上 雅 憲	"	"
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	心臓血管外科	"	西 田 真 彦	"	"
"	小 児 科	"	山 岸 篤 至	"	"
"	"	"	井 上 恭 子	"	"

○愛媛県告示第1553号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
Aコープいまばり愛彩	今治市別宮町九丁目1番地27	大規模小売店舗の名称及び所在地	・名称 Aコープ今治店 ・所在地 今治市別宮町九丁目1番53	・名称 Aコープいまばり愛彩 ・所在地 今治市別宮町九丁目1番27	平成14年 8月2日	平成14年 8月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	愛媛県農業協同組合連合会	愛媛県農業協同組合連合会、エヒメクミアイ水産株式会社、堤製パン株式会社		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び今治地方局産業経済部商工労政課並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第1554号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日
フジ川之江店	川之江市川之江町1920番地1	平成14年11月1日

○愛媛県告示第1555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」

という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヴェスタ川之江店  
川之江市川之江町1896番地1外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西町一丁目2番1号  
代表取締役 時任紀邦
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西町一丁目2番1号  
代表取締役 時任紀邦
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成15年3月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,431平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
ア 駐車場の収容台数  
94台  
イ 駐輪場の収容台数  
66台  
ウ 荷さばき施設の面積  
24平方メートル  
エ 廃棄物等の保管施設の容量  
34.8立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項  
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時30分  
閉店時刻 午後9時  
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時から午後9時30分まで  
ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口3箇所  
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前7時から午後4時まで

### 2 届出年月日

平成14年8月29日

### 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに川之江市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

#### (1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 当該大規模小売店舗の名称
  - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先  
愛媛県経済労働部商工流通課

### ○愛媛県告示第1556号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
越智郡岩城村6391の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため
- 2 (1) 解除に係る保安林の所在場所  
越智郡岩城村6391の2
- (2) 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- (3) 解除の理由  
道路用地とするため

### ○愛媛県告示第1557号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
喜多郡長浜町大字豊茂乙6の1、乙6の4、乙7、乙16、乙17の5、丙81の1、丙86、丙87の1、丙88、丙89の1、丙94の1、丙94の4、丙94の10、丙95の2、丙96の3、丙96の4、丙97、丙99
- (2) 指定の目的  
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字豊茂乙7・丙81の1・丙87の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、乙16、丙86、丙97  
イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

喜多郡長浜町大字今坊甲 384、甲 385、甲 394、甲 395、乙 304、乙 307 から乙 309 まで、乙 325 から乙 327 まで、乙 737 の 1、乙 740、乙 742 から乙 744 まで、乙 746、乙 753 から乙 755 まで、乙 756 の 1、乙 760 の 1、乙 783 の 1、乙 786 の 1、乙 786 の 2、乙 794 の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字今坊甲 384・甲 385・乙 307 から乙 309 まで・乙 740・乙 743・乙 754・乙 755・乙 786 の 1・乙 794 の 2 (以上11筆について次の図に示す部分に限る。)、甲 394、甲 395、乙 742、乙 783 の 1、乙 786 の 2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

南宇和郡一本松町正木 720 (次の図に示す部分に限る。)、701 の 1、701 の 2、702 の 1 から 702 の 3 まで、718、719

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

正木 701 の 1・701 の 2・702 の 1・702 の 2・718 から 720 まで (以上 7 筆について次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡広見町大字清水2277・2278・2280 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、2233、2234 の 1、2234 の 2、2235、2236、2264、2268、2269、2273、2279、2283、2284

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字清水2236・2264・2268・2278・2280 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)、2269

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1558号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	東予玉川線	越智郡玉川町大字鈍川字タマカワミチシタ甲211番5から同大字字トラガイチ甲315番3まで	平成14年9月30日

○愛媛県告示第1559号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年9月17日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

大洲市阿蔵字ジャウチ甲1251番 5  
2 申請人の住所氏名  
大洲市高山甲 596 番地

白石 福吉  
3 図面省略

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年 9月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成14年 9月 6日	特定非営利活動法人 サン・スマ	村 本 裕 子	越智郡生名村508番地	この法人は、高齢者・障害者の方の生活支援と、家庭内での日常生活が困難と感じている人たちに、生活力を高め、安心して暮らし地域・社会参加することのできるよう、新たな総合的サービスを提供し、地域社会と一体化した生活支援体制の増進に寄与することを目的とする。